

五疾病・五事業及び在宅医療における圏域の設定について

医療計画作成指針においては、都道府県が五疾病・五事業における各圏域を設定する際は、それぞれぞれの“医療機関とその連携”を基に“現状の把握”のため収集した情報を分析し、各医療機能を明確にして設定することとしている。

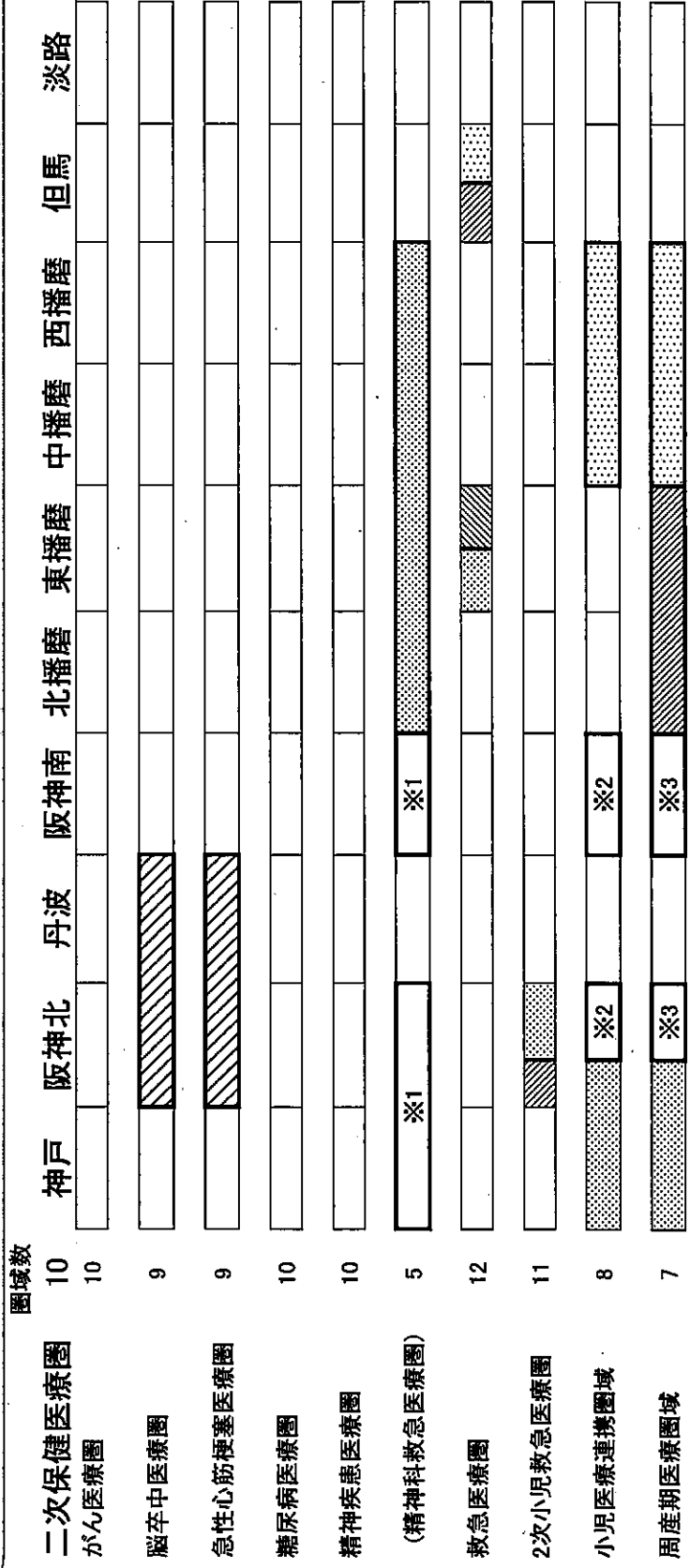
五疾病	圏域の設定(特記事項)	医療機関とその連携(目指すべき方向)
がん		<ul style="list-style-type: none"> 手術療法、放射線療法及び化学療法等を単独で行う治療やこれらを組み合わせた集学的治療が実施可能な体制 がんと診断された時から緩和ケアを実施する体制 地域連携・支援を通じたがん診療水準の向上
脳卒中	発症後3時間以内の脳梗塞における血栓溶解療法の有用性が確認されている現状に鑑みて、それらの恩恵を住民ができる限り公平に享受できるよう、従来の二次医療圏にこだわらず、メディカルコントロール体制のもと実施されている搬送体制の状況等、地域の医療資源等の実情に応じて弾力的に設定する。	<ul style="list-style-type: none"> 発症後速やかな搬送と専門的な治療が可能となる体制 発症後2時間以内の専門的な治療を開始可能 医療機関到着後1時間以内に専門的な治療を開始可能 病気に応じたリハビリテーションが可能となる体制 在宅療養が可能となる体制
急性心筋梗塞	急性心筋梗塞は、自覚症状が出現してから治療を開始されるまでの時間が大きく変わることがあるため、住民ができる限り公平に医療を享受できるよう、従来の二次医療圏にこだわらず、メディカルコントロール体制のもと実施されている搬送体制の状況等、地域の医療資源等の実情に応じて弾力的に設定する。	<ul style="list-style-type: none"> 発症後、速やかな救命処置の実施と搬送可能な体制 発症後、速やかな専門的治療診療が可能となる体制 合併症予防や在宅復帰を目的とした心臓リハビリテーションが可能となる体制 在宅療養が可能となる体制
糖尿病		<ul style="list-style-type: none"> 治療及び合併症予防が可能となる体制 血糖コントロール不規則の治療や合併症の治療が可能となる体制 糖尿病の慢性合併症の治療が可能となる体制
精神疾患	二次医療圏を基本としつつ、障害保健福祉圏域、老人福祉圏域等との連携も考慮し、それぞれの医療機能及び地域の医療資源等の実情を勘案して弾力的に設定する。	<ul style="list-style-type: none"> 保健サービスやかかりつけ医等との連携により、精神科医を受信できる機能 患者の状況に応じて、外来医療や訪問医療、入院医療等の必要な医療を提供し、保健・福祉と連携して地域生活や社会生活を支える機能 精神科救急患者、身体疾患を合併した患者や専門医療が必要な患者等の状態に応じて、速やかに救急医療や専門医療を提供できる機能 うつ病の診断及び患者の状態に応じた医療を提供できる機能 認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要な医療を提供できる機能

五事業	圏域の設定(特記事項)	医療機関とその連携(目指すべき方向)
救急医療	救命救急医療について、一定のアクセス時間内に当該医療機関に搬送できるように圏域を設定することが望ましい。	<ul style="list-style-type: none"> ・病院前救護活動 ・救命救急医療機関 ・入院を要する救急医療をになう医療機関 ・初期救急医療をになう医療機関 ・精神科救急医療体制と一般救急医療機関等との連携
周産期医療	重症例(重症の産科疾患、重症の合併症妊娠、胎児異常症例等)を除く産科症例の診療が圏域内で完結することを目安に、従来の二次医療圏にこだわらず地域の医療資源等の実情に応じて弾力的に設定する。	<ul style="list-style-type: none"> ・正常分娩等に対し安全な医療を提供するための、周産期医療関連施設間の連携 ・周産期の救急対応が24時間可能な体制 ・新生児医療の提供が可能な体制 ・NICUに入室している新生児の療養・療育支援が可能な体制
小児医療	一般小児医療、地域小児医療センター、中核病院といった各種機能を明確にして、圏域を設定し、地域小児医療センターを中心とした診療状況を勘案し、従来の二次医療圏にこだわらず地域の医療資源等の実情に応じて弾力的に設定する。	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの健康を守るために家族を支援する体制 ・小児患者に対し、その症状に応じた対応が可能な体制 ・地域の小児いえようが確保される体制 ・療養・療育支援が可能な体制
災害医療	原則として都道府県全体を圏域として、災害拠点病院が災害時に担うべき役割を明確にするとともに、大規模災害を想定し、都道府県をまたがる広域搬送等の広域連携体制を定める。 また、想定する災害の程度に応じ、災害拠点病院に加え、地域の実情に応じ、一般の医療機関(救命救急センターを有する病院、第二次救急病院、日本赤十字社が開設する病院等)の参画も得ることとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・災害急性期において必要な医療が確保される体制 ・急性期を脱した後も住民の健康管理が実施される体制
へき地医療		
在宅医療	退院支援、生活の場における療養支援、急変時の対応、看取りといった各区分に求められる医療機能を明確にして、圏域を設定する。 医療資源の整備状況や介護との連携のあり方が地域によって大きく変われることを勘案し、従来の二次医療圏にこだわらず、できる限り急変時の対応体制(重症例を除く)や医療と介護の連携体制の構築が図られるよう、市町村単位や保健所圏域等の地域の医療及び介護資源等の実情に応じて弾力的に設定する。	<ul style="list-style-type: none"> ・円滑な在宅療養移行に向けての退院支援が可能な体制 ・日常の療養支援が可能な体制 ・急変時の対応が可能な体制 ・患者が望む場所での看取りが可能な体制 <p>上記の体制を構築するにあたり、地域における多職種連携を図りながら、24時間体制で在宅医療が提供されることが重要である。こうした観点から、在宅医療において積極的役割を担う医療機関や在宅医療に必要な連携を担う拠点を医療計画に位置付けていくことが望まれる。</p>

兵庫県における五疾病・五事業の圏域について

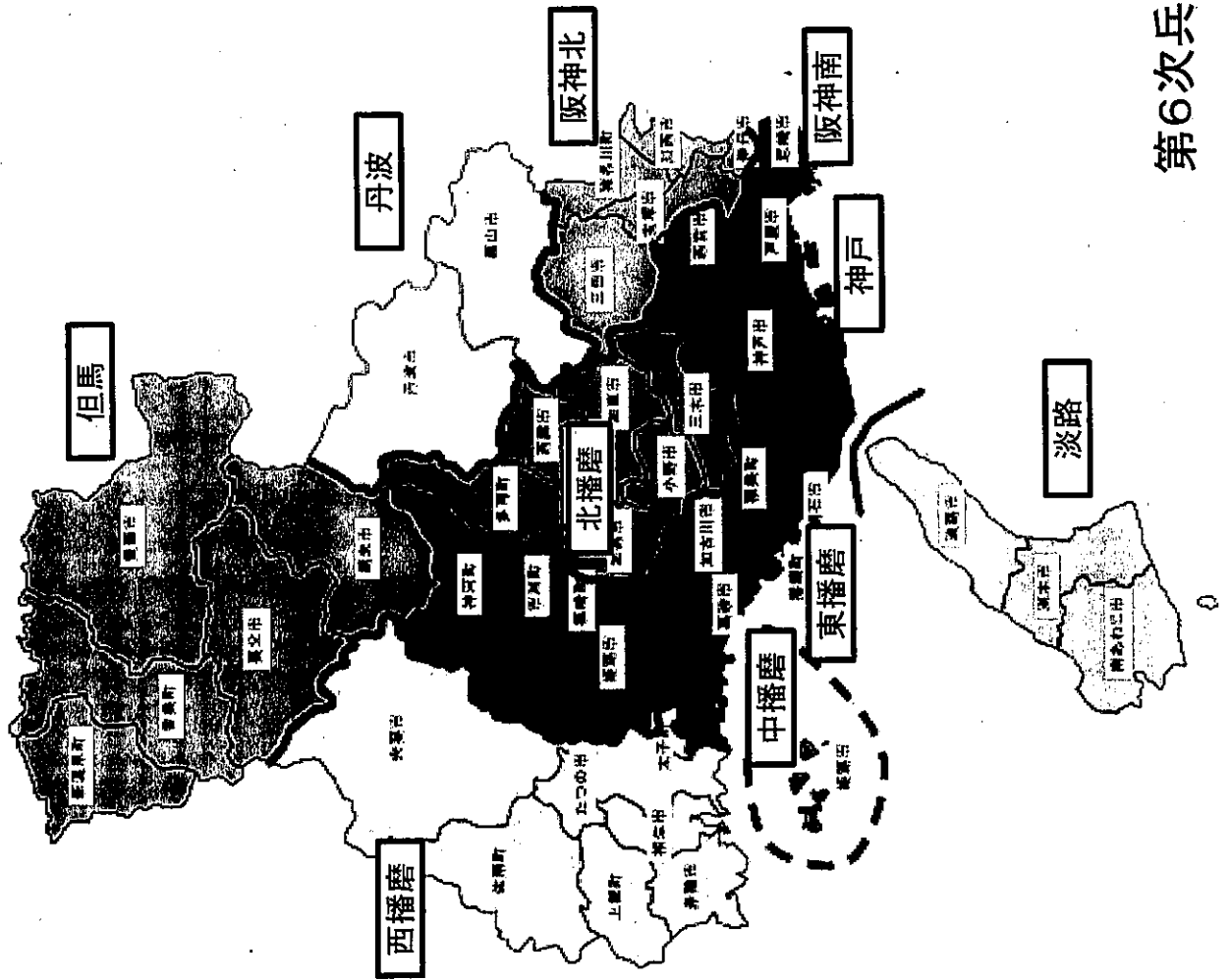
兵庫県には2次保健医療圏域は10圏域があるが、疾患・事業ごとに地域の実情に応じて圏域を柔軟に設定している。

- ・心筋梗塞、脳卒中医療圏域：2次保健医療圏域のうち阪神北と丹波を1つとした9圏域
- ・救急医療圏域：2次保健医療圏域のうち但馬を北但馬、西南但馬の2つに、東播磨を東播磨と明石の2つに分けた12圏域
- ・2次小児救急医療圏域：2次保健医療圏域のうち阪神北を2つに分けた11圏域
- ・周産期医療圏域：2次保健医療圏域のうち神戸と阪神北の一部を、阪神北の一部と阪神南を、北播磨と東播磨を中播磨と西播磨をそれぞれ統合した7圏域



※は同一医療圏

兵庫県2次保健医療圏域図



第6次兵庫県保健医療計画より